

福岡市病院事業運営審議会規則

(昭和44年4月1日 規則第13号)

(目的)

第1条 この規則は、福岡市附属機関設置に関する条例(昭和28年福岡市条例第70号)第4条の規定に基づき、福岡市病院事業運営審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員及びその運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて福岡市病院事業の運営に関し必要かつ重要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員

2 前項第3号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行なうことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉局健康医療部医療事業課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

福岡市附属機関設置に関する条例(昭和 28 年 7 月 25 日 条例第 70 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基き、法律又は他の条例に特別の定があるものを除く外、本市が設置する附属機関について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び担当事務)

第 2 条 附属機関の名称及びその担任する事務は、別表のとおりとする。

第 3 条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるもので、その担任する事項は、それぞれ右欄に記載するとおりとする。

(委任)

第 4 条 附属機関の位置、組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 削除

(昭和 40 条例 26)

3 この条例施行の際、第 2 条の附属機関のうち、現にある附属機関の委員その他の構成員の職にある者は、この条例により設置されたそれぞれの附属機関の委員その他の構成員とみなす。

(昭和 37 条例 30・旧第 2 項繰下)

附 則 (昭和 28 年条例第 73 号)

この条例は、公布の日から施行する。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 |
|--------------|--------------|-------------------------------|
| 市長 | 福岡市病院事業運営審議会 | 福岡市病院事業の運営に関する重要事項について審議すること。 |